

別記様式第2号（第12条関係）

受付番号	平成28年 第 9 号
受付日	平成28年 4月 7日
質問者	小林博次議員

文書質問答弁書

回 答 日：平成28年 4月25日

担 当 部 局：健康福祉部

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく小林博次議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

■質問

社会的に弱者であるお年寄りは、6万円の国民年金で生活し仕事もないのが現状である。このような低所得者が生活できる仕組みづくりについて質問する。

具体的には、6万円の国民年金で入所できる老人ホームの必要性についてだが、東京都日野市では、団地再生事業による高齢者住宅にURの古い住宅を賃貸し、老人ホームとして活用している。建築物の一部には小規模多機能施設があり人気を博しており、老人ホームの次世代モデルになるものとする。本市において、このような施設を設置すべきと考えるがどうか。

■答弁

議員からは、高齢者が安心して暮らせるよう、年金が少ない人でも入居できる高齢者施設を整備すべきとのご指摘をいただきました。

現在の年金制度において、国民年金のみ支給される方は、月額6.5万円程度の収入に留まり、他に収入・資産がなければ、生計維持も困難な水準となります。

そのため、本市に相談が寄せられた場合、養護老人ホームをはじめ、高齢者の入居に配慮した市営住宅や、比較的低額な有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの利用をご案内しています。

特に有力な受入先のひとつである、養護老人ホームにつきましては、利用者の意向も踏まえながら、市内施設のみならず、市外・県外の施設にも受け入れをお願いしております。

また、本市が実施する特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなどの介護保険施設・事業所の整備にあたっては、低所得の方でも利用できるように、料金設定をはじめ、低所得者への配慮がなされた整備に力を入れているところです。

今後、さらに高齢化が進む中で、本市としましては、既存建物を活用して比較的低料金で入れるように配慮し、しかも若者の活力も取り込んだ、多世代交流によるコミュニティづくりの事例も参考にしてまいりたいと考えております。

それ以外に、他の自治体においては、社会福祉法人などと協働し、低所得の高齢者に対して、条件に合う空き家やアパートなどの物件情報の提供や、契約支援、生活支援サービス情報の提案・調整に乗り出している事例もあると聞いております。

本市としましても、自立した生活を送ることが困難な低所得の高齢者を対象とした、住まいの確保を検討していく必要性は十分認識しております。そこで、そうした方が住み慣れた地域において継続的に安心して暮らせるように、比較的 low cost で生活支援などのサービスを行う地域住民による活動団体の立ち上げ支援を引き続き行い、体制整備に努めてまいります。